



にしごう

広報にしごう第194号
昭和62年2月1日

VOL.2

■人口のうごき 人口15,055人(+36) 男7,627人(+16) 女7,428人(+20) 世帯数3,661戸(-3) 1月1日現在()は前月比



厳寒

▼9月頃の雄滝

おもな内容

- 盛大に祝賀祝賀会..... 2
- 熊鷹崎のみなさんへ..... 3
- スライクタイヤの使用自粛について... 4
- 「若人の魂」に参加して..... 5
- 新国民年金のすがた..... 6~7
- おしらせ..... 8

冬化粧をした楽翁溪・雄滝

盛大に

叙勲祝賀会

勲四等瑞宝章受賞の佐藤氏を祝う

永年、地方自治進展のため努力された功績が認められ、昨年秋の叙勲で勲四等瑞宝章を受賞された佐藤婦一さん(七十才)の叙勲祝賀会が、昨年の十二月二十八日(日)午前十一時より、文化センターにおいて盛大に開催されました。

来賓として添田参議院議員、渡辺県議会議長、小野白河市長、小田部白河市議会議長らの祝辞があり、受賞者の佐藤さんは「盛大な式典を催していただき、ありがとうございます。今後、地方自治進展のため努力をしていきます」と謝辞をのべ、このあと祝賀会に入り受賞をお祝いしました。

祝賀会には約四百人が出席し、そのあと発起人代表の鈴木村長は氏の功績をたたえ、記念品として佐藤さんに柱時計を贈りま



▲謝辞を述べる佐藤さん夫妻

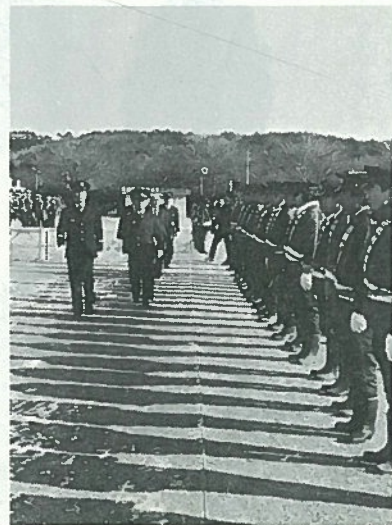
堂々と

西郷村 消防団

出初式

昭和六十二年西郷村消防団出初式は、一月六日(火)午前十時より熊倉小校庭で行われました。

出初式は、先ずラッパ隊吹奏により国旗掲揚、団長あいさつに続いて鈴木村長は「本年も予防消防に万全を期していただき、一致団結して村民の信頼にこたえてほしい」と訓示。検閲は、約二百八十名の団員により通常



▲検閲に入り先ず通常点検

春の全国火災予防運動 ● 2月28日～3月13日 ●

私たちの身のまわりには、たくさんの「火災の種」があります。ちょっとした不注意から火災をおこさないよう、次の「火の用心 7つのポイント」を守り、火災予防に心がけてください。

〈火の用心 7つのポイント〉

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
2. 子供は、マッチやライターで遊ばせない
3. 風の強いときは、たき火をしない
4. 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない
6. ふろの空だきをしない
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない

(注)「火の用心7つのポイント」は自治省消防庁で決めたものです。

「防火の大役 あなたが主役」



きれいな村は わたしから あなたから

村県民税・所得税申告は3月16日まで

ことしも村県民税及び所得税（譲渡所得、農業所得、事業所得など）の申告時期がまいりました。申告書の提出期限は、いずれも三月十六日となっております。つきましては、下記日程により村では税の申告相談を行いますので指定の会場で申告してください。

なお、給与所得者で年末調整のお済みの方は各会社等より給与支払報告書が提出されているので、申告する必要がありませんが、年末調整の済んでない方、及び他に所得（農業所得、営業所得、不動産所得、譲渡所得等）のある方については、忘れずに申告してください。

【申告に必要なもの】
 申告書用紙、生命保険領収書、建物共済領収書、医療費領収書、農機具等購入契約書、身体障害者

納税者のみなさんへ

手帳、印鑑、売上明細書
 （例）※農産物の売上明細（果樹、なめこ、しいたけ、きゅう

※一、農産物の生産者は、そま、果樹等の出荷額証明書を送付しますので、必ず各出荷

り、インゲン、トマト、ブロッコリー、アスパラ等、乳代、たばこ、養豚、養蚕）その他参考になる書類
 先から証明を受けて、申告してください。
 二、医療費控除を受けられる方は保険金（高額医療費、助産費）などで補てんされた分についての証明書を持参してください。

村県民税及び所得税申告受付日程表

地区	月日	会場	地区	月日	会場
長坂	2月12日(木)	長坂公民館	大平	3月6日(金)	大平公民館
柏野赤湊	2月13日(金)	柏野公民館	黒森	3月7日(土)	黒森区長宅
鶴生	2月14日(土)	鶴生公民館	伯母沢	3月7日(土)	旧台上分校
米	2月16日(月)	米公民館	黒川	3月9日(水)	大清水地区多目的集会施設
下羽太	2月17日(火)	下羽太集落センター	一の又	3月10日(火)	一の又公民館
上羽太	2月18日(水)	上羽太公民館	谷地中	3月11日(水)	谷地中公民館
虫笠	2月19日(木)	虫笠集落センター	間の原	3月11日(水)	間の原公民館
真名子	2月19日(木)	真名子公民館	◎ 申告は必ず申告書に記載されている指定の会場をお願いします。 ◎ 各会場とも時間は午前9時から12時、午後1時から4時までです。 ◎ 土曜日は午前中（午前9時から12時です。）		
追原	2月20日(金)	追原公民館			
山下	2月21日(土)	山下公民館			
熊倉	2月23日(月)	熊倉公民館			
真船	2月24日(火)	西郷村文化センター			
川谷	2月25日(水)	報徳地区集落センター			
上折口原	2月26日(木)	西郷村文化センター			
下折口原	2月27日(金)	〃			
芝原	2月28日(土)	芝原公民館			
上新田	3月2日(月)	転作技術研修センター			
下新田	3月3日(火)	下新田集会所			
原中	3月4日(水)	農民研修センター			
原中	3月5日(木)	〃			



▲熊倉小児童会より

- みなさんのご協力本当にありがとうございます。
- ▼社会福祉協議会へ
 熊倉小児童会（会長・三浦倫代様） 三七、〇〇〇円
 内藤運信様（下羽太） 一一、四二五円
 軍人恩給連盟西郷分会有志様 一〇、四六〇円
 鈴木友子様（熊倉） 二五、一〇五円
 羽太体育協議会（会長・白岩寛様） 七、六三三円

**善意を
 ありがとう**

昭和61年分所得税の確定申告は2月12日から始まります

スパイクタイヤの 使用自粛について

スパイクタイヤによる道路粉じん等の問題については、最近ひんぱんに報道されており、社会問題化していることは、既に御承知のことと存じます。

福島県では、道路粉じん調査の結果、降雪地の道路端では冬期に道路粉じんが著しく増加する傾向が認められましたので、昭和六十年十一月一日付で「福島県スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定し、スパイクタイヤ使用自粛を推進しております。

つきましては、本要綱の趣旨を御理解のうえ、次の事項について御協力を願います。

- 一、使用自粛期間内（四月一日から十一月三十日まで）は、スパイクタイヤの使用を自粛すること。
- 二、使用自粛期間外（十二月一日から翌年三月三十一日まで）においても、道路の状況に應じ、明らかにスパイクタイヤが不要な場合には、できる限りスパイクタイヤの使用を

自粛すること。
三、スパイクタイヤの使用自粛を行うにあたっては、安全運転の確保に努めること。



エネルギー資源は わたしたちの "共有財産"

省エネルギー月間

わたし

たちの衣、食・住。

この「生活の三要素」を支

えている

のが石油、石炭、L

NG（液化天然ガ



ス）、原子力といったエネルギー資源です。これらのエネルギーは、電気、ガス、交通手段、住宅建材、衣服などに転換・加工され、幅広く使われています。現在、エネルギー資源の八割以上が輸入品。つまり、日本で使用するエネルギー源のほとんどは、諸外国に頼っているのです。しかも、それらの資源は、「永遠の恵み」ではありません。これら有限のエネルギー資源は、いわば「国民の共有する財産」です。一人一人が上手に効率よく使うことを心がけましょう。

スローガン

あたたかな手と手でつくる私の省エネ

健康×モ

入浴は心と体の マッサージ

入浴すると誰でも気分が爽快になります。風呂にひたると、温熱・水圧・浮力という三つの物理的作用が身体に加わり、これによって皮膚の新陳代謝促進し、血液の循環をよくして疲労を回復するとともに、汗や脂肪などの老廃物や、雑菌を洗い流すからです。

熱い湯に短時間ひたることは、精神的疲労をいやし、ぬるい湯に長くひたるのは、肉体的疲労をいやすといわれていますが、要するに自分がかこちよいと思

う適温に、ゆっくりと時間をかけてくつろぐのが、心身の健康



に抜群ということですが。風呂は心身に、いろいろな意味でくつろぎを与えるので、毎日入った方がよいのですが、入浴には血管の収縮、拡張、血圧の上昇などの作用がありますので、高齢者や、高血圧症、その他の湯を忌避する人は用心が必要

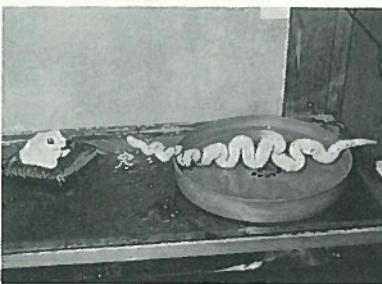
逆に言えば、入浴が体と心のマッサージになるような健康体を保つていくことが大事ということにもなります。

り？に精を出しているそうです。

トピック キヤー、ヘビ？

今年の干支は、うさぎですが米字向原に住む佐藤清五郎さんは昨年暮れ、村内においてうさぎならぬ蛇に似た山芋を掘りました。

大きさは、長さ約五十cm、直径約四cmですが形は見るからに蛇ソックリで今にも動きそう。佐藤さんは、山を歩くのが好きで余暇を利用しては、山芋堀



▲そんなに見つめるなヨーカエル

「若人の翼」に参加して

国際理解を深めようと、昨年十月昭和六十一年度福島県青年海外派遣事業「若人の翼」に、村から鈴木武男さん(二十六才)、佐藤厚潮さん(二十八才)の二名が参加し、鈴木さんは欧州(西

ドイツ、イギリス)、佐藤さんは中国の諸国を見聞し、研修の成果を修め帰国しました。参加された方から次の感想文が寄せられています。

「ヨーロッパを見聞して」鈴木武男(虫笠)

昭和六十一年度の若人の翼に選ばれ、二週間の日程で東西ベルリン・西ドイツ・イギリスコースの研修をしました。

ヨーロッパの歴史と文化、そして食生活の日本との違いについて非常に興味を持ち、文化財を守る為に、ヨーロッパの青年がどんな考えを持ち行動しているか、又、青年の役割や、青年活動なども見聞したいと考えました。最初の訪問国は西ドイ

ツで、産業面を見ても、輸出国という事もあって、日本と同じく精密機器の生産や自動車産業が目立ち、「ドル」に象徴されるアメリカ経済の国際的地位が低下する中であって、「強いマルク」を堅持し、日本と共に世界をリードする経済大国の一つだと思いました。

青少年の教育としては、青少年課の担当者が学校内に机を置き、精神面の教育、心理学的、又、教育学的な事、ときには両親の教育へも含め行っています。その背景には、青少年の間の麻薬の流行や非行などが大きな社会問題となり、若者の無気力化など「繁栄する社会の痛み」的な面からだと思われました。その中でも歴史建造物を大切にし、歴史的文化に誇りをもっている

「訪中紀行」

皆さん、中華人民共和国と聞いてまず何をイメージするでしょうか。三千年の悠久の歴史を持つ日本文化の源の国、万里の長城や長江に象徴されるような雄大な自然や国土を持つシルクロードの東の果ての国、十数億の人口を持ち文化大革命以来の過渡期を迎えつつある発展途上の社会主義国と様々なイメージを持つでしょう。そしてそれが全て確かであることを私は今回の訪中の機会に実感することができました。

私はこの度昭和六十一年度県海外派遣事業「若人の翼」の中国コースの団員に選ばれ、昨年十月に二週間念願の訪中を実現することができました。

まず中国では実施が難しいと

事は、州の考えと青少年の考えが一致し守りつがれて、今も復元が進められ文化財を旧市街と近代建築物との新市街とに大きく区分し大変素晴らしい思い、我々も見習わなければと痛感しました。

イギリスでは失業率も高く、産業面を見ても、戦争時被害が少なく、昔ながらの機械を使用

佐藤厚潮(下新田)

言われていた一般家庭への民泊が可能になり、私達は上海近郊の農村である華西村で民泊体験ができました。人民公社の幼稚園、小学校を視察した後、村あげでの歓迎会そして受け入れの家庭での心暖まるもてなしには両国間に忘れてはならない暗い歴史があったとは思えない程でした。その村では貧しいながらも、農業以外に工場や大都市で

のホテル経営等に村民一丸となつて取り組み、村民への福祉や教育を充実させているとのことでした。

又、武漢の中南财经大学の学生との交歓会、懇談会では、私達日本の若者に対してぶつつけてくる質問や披露してくれた武術や舞踊、又、日本に行つてみたいという切実な思いや結婚観の質問に対して容姿や経済性ではなく国や党への貢献度を重視する事等、中国人青年のバイタリティーや意識のギャップを感じざるをえませんでした。

この様な体験から私は共通の文化圏である両国民が共に手を取り合える社会の実現の一助になりたいと感じました。そしてこの体験を故郷、西郷村の地域活動の活性化に生かしていきたいと思えます。

我々は、民泊の貴重な体験を含め、全体を通じて学んだ事は沢山あり、これから職場や地域の青少年活動に大いに役立て、今後又、国際交流をして行かなければと考えます。最後に、六十二年度も西郷村から「若人の翼」に参加する人がいる事を望みます。



▲西ドイツの民宿の家族と一諸に



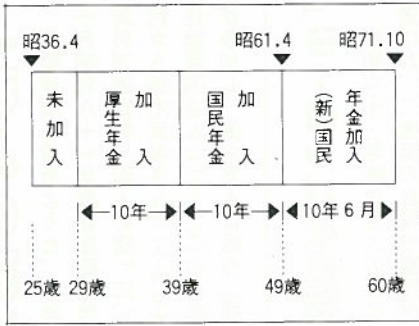
▲中国人少女と天安門広場にて

新国民年金のすがた 4

老齢基礎年金 ② 前回の

9 年金計算の各種事例

(ア) 昭和十一年十月二日に生まれた人で、昭和六十一年四月前に厚生年金加入期間が十年及び国民年金期間が十年あり、その後国民年金に十年六ヵ月加入した人（厚生年金加入時の平均月収一五〇、〇〇〇円）。加入可能年数が三十五年で、実際の加入が三十年六ヵ月（三六六月）ありますので、年金額は次のようになります。



(60歳から64歳まで)		
● 老齢厚生年金 (特別支給)	報酬比例部分	(月額30,967円、61年度価格〈予定〉)
定額部分	$(1,798円 \times 120月) + (150,000円 \times \frac{8.66}{1000} \times 120月) \div 371,600円$	
(65歳以降)		
● 老齢基礎年金	$622,800円 \times \frac{366月}{35年 \times 12} \div 542,700円$ (月額45,225円、61年度価格〈予定〉)	
● 老齢厚生年金	$150,000円 \times \frac{8.66}{1000} \times 120月 \div 155,900円$ (月額12,992円、61年度価格〈予定〉)	

六十歳から六十四歳まで受ける特別支給の老齢厚生年金の額は、定額部分・二二五、七六〇円プラス報酬比例部分・一五五、八八〇円となりますので、年金額は三七一、六〇〇円（月額三〇、九六七円）となります。また、六十五歳

になつてからは、老齢基礎年金が五四二、七〇〇円、老齢厚生年金が一五五、九〇〇円となり、年金額は合計六九八、六〇〇円（月額五八、五一七円）となります。

参考①

特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算式

特別支給の老齢厚生年金の額は、次のように定額部分と報酬比例部分を合わせた額です。定額部分は、勤めた期間に応じて支給されます（給料の額には関係ありません）。報酬比例部分は、勤めている間の月収に応じて支給されます。また、厚生年金に二十年以上加入した人に配偶者が十八歳未満の子（障害の子は二十歳未満）がいれば、加給年金額が支給されます。

定額部分
生年月日に応じて $(2,491円 \sim 1,298円) \times (加入月数)$
報酬比例部分
生年月日に応じて $(平均月収) \times (\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000}) \times (加入月数)$

* 定額部分は、単価に厚生年金の加入期間を掛けて計算されます。加入期間は四二〇月（三十五年）を限度とします。単価は一、二九八円ですが、昭和二十一年四月一日以前に生まれた人は次頁の表のよう

参考②

老齢厚生年金の年金額の経過措置

生年月日	定額部分の単価	報酬比例部分の乗率
昭和2年4月1日以前	2,491円	1000分の10
昭和3年4月1日	2,411円	1000分の9.86
昭和4年4月1日	2,334円	1000分の9.72
昭和5年4月1日	2,259円	1000分の9.58
昭和6年4月1日	2,186円	1000分の9.44
昭和7年4月1日	2,116円	1000分の9.31
昭和8年4月1日	2,049円	1000分の9.17
昭和9年4月1日	1,983円	1000分の9.04
昭和10年4月1日	1,919円	1000分の8.91
昭和11年4月1日	1,858円	1000分の8.79
昭和12年4月1日	1,798円	1000分の8.66
昭和13年4月1日	1,740円	1000分の8.54
昭和14年4月1日	1,684円	1000分の8.41
昭和15年4月1日	1,630円	1000分の8.29
昭和16年4月1日	1,578円	1000分の8.18
昭和17年4月1日	1,527円	1000分の8.06
昭和18年4月1日	1,478円	1000分の7.94
昭和19年4月1日	1,431円	1000分の7.83
昭和20年4月1日	1,384円	1000分の7.72
昭和21年4月1日	1,340円	1000分の7.61
昭和21年4月2日以後	1,298円	1000分の7.5

(61年度価格による試算)

に年齢に応じて二、四九一円から一、三四〇円となる経過措置があります。
* 二、四九一円、一、三四〇円は昭和六十一年度価格（予定）によるものです。
* 報酬比例部分は、厚生年金加入期間中の平均月収に乗率と加入期間を掛けて計算されます。乗率は一〇〇〇分の七・五ですが、昭和二十一年四月一日以前に生まれた人は次頁の表のように年齢に応じて一〇〇〇分の十から一〇〇〇分の七・六一までの経過措置があります。

生年月日	加算額		生年月日	加算額	
	年額	月額		年額	月額
昭和2年4月1日以前	186,900円	15,587円	昭和22年4月1日以前	87,200円	7,267円
昭和3年4月1日*	181,900円	15,150円	昭和23年4月1日*	82,200円	6,850円
昭和4年4月1日*	176,900円	14,742円	昭和24年4月1日*	77,100円	6,425円
昭和5年4月1日*	171,900円	14,323円	昭和25年4月1日*	72,300円	6,025円
昭和6年4月1日*	166,900円	13,900円	昭和26年4月1日*	67,200円	5,600円
昭和7年4月1日*	162,000円	13,500円	昭和27年4月1日*	62,200円	5,183円
昭和8年4月1日*	156,900円	13,075円	昭和28年4月1日*	57,300円	4,775円
昭和9年4月1日*	151,900円	12,658円	昭和29年4月1日*	52,300円	4,358円
昭和10年4月1日*	147,000円	12,250円	昭和30年4月1日*	47,300円	3,942円
昭和11年4月1日*	142,000円	11,833円	昭和31年4月1日*	42,400円	3,533円
昭和12年4月1日*	136,900円	11,408円	昭和32年4月1日*	37,400円	3,117円
昭和13年4月1日*	132,100円	11,008円	昭和33年4月1日*	32,300円	2,692円
昭和14年4月1日*	127,000円	10,583円	昭和34年4月1日*	27,500円	2,292円
昭和15年4月1日*	122,000円	10,167円	昭和35年4月1日*	22,400円	1,867円
昭和16年4月1日*	117,100円	9,758円	昭和36年4月1日*	17,400円	1,450円
昭和17年4月1日*	112,100円	9,342円	昭和37年4月1日*	12,500円	1,042円
昭和18年4月1日*	107,000円	8,917円	昭和38年4月1日*	12,500円	1,042円
昭和19年4月1日*	102,200円	8,517円	昭和39年4月1日*	12,500円	1,042円
昭和20年4月1日*	97,100円	8,092円	昭和40年4月1日*	12,500円	1,042円
昭和21年4月1日*	92,100円	7,675円	昭和41年4月1日*	12,500円	1,042円

注)加算額は昭和61年度価格による計算額です。

参考

サラリーマンの奥さんの振替加算額

(60歳から64歳まで)
●老齢厚生年金(特別支給)
定額部分
 $(1,431円 \times 84月) \div (100,000円 \times \frac{7.83}{1000} \times 84月)$
= 186,000円(月額15,500円、61年度価格(予定))

(65歳以降)
●老齢基礎年金
(振替加算)
 $622,800円 \times \frac{84月 + 210月}{40年 \times 12} + 102,200円$
= 483,700円(月額40,308円、61年度価格(予定))

●老齢厚生年金
 $100,000円 \times \frac{7.83}{1000} \times 84月$
= 65,800円(月額5,483円、61年度価格(予定))

(イ) 昭和十八年十月二日生まれで、〇七期間が七年あるサラリーマンの奥さんの老齢基礎年金の年金額(厚生年金加入時の平均月収一〇〇、〇〇〇円)。昭和三十六年四月以後の厚生年金の加入期間は、国民年金の保険料を納めた期間と同様に扱われますので、次のように計算されます。

第一号被保険者の保険料を納める三つの方法
一、役場から送られてくる国民年金納付書により指定された金融機関に納める方法。
〇指定する金融機関

但し、第三号被保険者になるためには所定の手続きが必要です。
第二号被保険者が加入されている厚生年金、共済組合等から一括して納めることになり、ご自分で納める必要はありません。

国民年金の保険料納付について
自営業・農業などの人は「ご自分で手続きを」
第一号被保険者(自営業、農業などの人)
今までの方法で納めて下さい。
納税組合に加入されている方は納税組合で!!
第二号被保険者(厚生年金、共済組合などの加入者)
厚生年金、共済組合などは、職場ごとの加入ですから、保険料も給料から差し引いて、一括に納めてくれます。
第三号被保険者(第二号被保険者の被扶養配偶者)

各種免許試験日程表

試験の種類	月別		
	62年1月	2月	3月
特級ボイラー技士			
一級ボイラー技士	20		10
二級ボイラー技士	21	24	24
★特別ボイラー溶接士			3
★普通ボイラー溶接士			3
ボイラー整備士		19	
★クレーン運転士	14		4
★移動式クレーン運転士	29		12
★デリック運転士			
★掲貨装置運転士			
発破技士	13		
ガス溶接作業主任者		10	
林業架線作業主任者			19
衛生管理者	27	17	17
高圧室内作業主任者		5	
エックス線作業主任者		27	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者			
潜水士			26

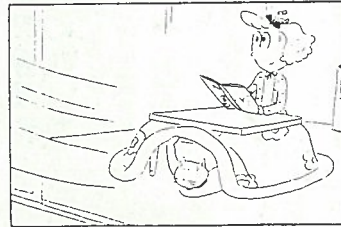
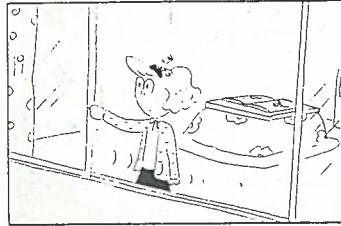
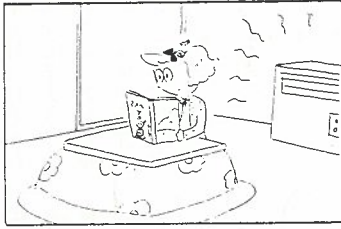
宮城県岩沼市押分字志引二六四(〇二二三)二三一三一八一
一、試験の種類及び六十二年三月までの試験実施予定は、別
宮城安全衛生技術センター
千九八九一二四
東北安全衛生技術センター
一、その他詳しいことは直接当該センターにお問い合わせ願います。

各種試験の場所が変わりました

従来、福島労働基準局ほか東北地区の各労働基準局で実施していた試験は、今後次の所で実施されます。
大東相互、福島相互、常陽銀行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)東邦銀行(白河支店・西支店)西郷村収入役。
二、銀行などの口座から、そのつど自動的に納める方法。
自動払いを希望する方は、指定された金融機関の窓口か、役場年金係にご相談下さい。
三、その地域の納税組合で集めてもらう方法(加入を希望するときは、各納税組合長にご相談下さい。)

さわやか君

西村 宗



国の進学ローン - 受付中 -

国の進学ローンをおすすめします
(国民金融公庫郡山支店)

- ご利用いただける方
高校・大学等に進学されるお子様をお持ちの方
- ご融資額
1 進学者あたり50万円以内
- お使いみち
入学金、授業料、受験料、受験のための交通費ほか進学に必要な資金
- 利率
年 6.4%
- ご融資期間
高校・短大等は 3年以内

- 大学は 4年以内
- 保証
進学資金融資保証基金または保証人
- 返済方法
毎月の元利均等返済、ボーナス時の増額返済もできます。
- 申込受付期間
61年11月から62年4月まで

おしやえい



この社会、あなたの(税)が

納税は忘れず納期限内に
今月の納税

- 1. 固定資産税 4期分
- 1. 国民健康保険税 8期分

「合同登記相談所」が開設されます

土地や建物などの不動産に関する権利を保護するための不動産登記制度は、昭和62年2月1日をもって百周年を迎えます。福島地方法務局では、これを機に、福島県司法書士会及び福島県土地家屋調査士会との共催で、合同登記相談所を開設することになりました。

登記に関してわからないことや、困りごとがありましたら、近くの相談所でお気軽にご相談下さい。相談には、法務局職員と司法書士及び土地家屋調査士会員があたり、秘密は厳守します。

なお、くわしくは近くの法務局又は支局か出張所にお尋ね下さい。

記

- 1. 開設日時
昭和62年2月26日(休)午前10時から午後3時

- 2. 開設場所
白河市中央公民館
- 3. その他
相談はすべて無料です。

村営住宅入居者(募)集

西郷村では下記の住宅の入居者を募集しております
記

住宅名 下羽太団地 1戸
構造 簡易耐火構造平家建
種別 第1種
部屋数 3部屋
家賃 月額 11,000円

住宅名 狼山合団地 1戸
構造 簡易耐火構造平家建
種別 第1種
部屋数 3部屋
家賃 月額 5,900円

敷金はそれぞれ家賃の2カ月分で、また共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎23-1111 内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

新入学児童の似顔絵を募集します

白河郵便局では、昭和62年度新入学児童の入学を記念して新入学児童の似顔絵を募集します。

実施要領等

- 1. 応募締切期日 2月20日
- 2. 応募方法
白河郵便局から配布の用紙を利用の上、当局保険外務員又は窓口へ提出して下さい。
- 3. 展示会場・期間
十字屋デパート4F
3月6日(金)～9日(月)
- 4. 記念品
応募者全員に記念品を差し上げます。
- 5. その他
詳しくは、当局保険外務員又は窓口へお尋ね下さい。
(TEL 23-3304)